

# 2026年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

<b>書式第1号 選手登録区分申請書</b>	
【説明】	①選手を登録区分「プロ」として登録する場合 ②プロで登録していた選手を「アマチュア」に変更する場合
【添付書類】	①の場合： 選手契約書の写し
【区分登録料】	・①の場合： 区分登録料10,000円(※不課税) ※JFAに納付します。年度に一回の納付となり、 <b>年度内の移籍時には不要</b> です。 ・②の場合： 区分登録料5,000円(※不課税) ※JFAに納付します。
【提出方法】	本申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、該当選手の <b>KICKOFF申請にアップロードします</b>
<b>書式第3-1号および書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請フォーム</b>	
【説明】	ユニフォームに広告掲示する際に使用します <b>※2026年度のチーム登録完了後、クラブにて申請される場合はクラブ申請完了後に申請してください。</b>
【チームの手続・注意】	・必ずユニフォーム規程をご確認いただき、掲示可能箇所やサイズをご確認ください。 ・広告掲示に変更がない場合でも、毎年度申請が必要です。 ・申請する際は、 <b>掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンパ及び振込明細書をアップロード</b> してください ・Googleフォームからの申請、ユニフォーム画像、申請料明細書の3点が揃わない場合、JFAへの申請はできません。 ・2025年度よりJFAの承認サイクルが変わり、承認までの期間が長くなり最短でも2週間かかります。 余裕をもってご申請ください。 ・急いで承認してほしい等、個別のご要望への対応はできかねます。スケジュールに余裕をもってご申請ください。 ・回答書はJFAよりチームにメールにて送付されます。 <b>※県協会事務所に来所しての申請はできません</b>
【申請料振込先】	埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 №4037283 名義：公益財団法人埼玉県サッカー協会 <b>※申請料は掲示箇所1ヶ所につき、11,000円(10,000円+消費税1,000円)です。</b>
【申請方法】	下記をご確認いただき申請をお願いいたします。 <a href="https://www.saitamafa.or.jp/upfile/2026_uniform_cm.pdf">https://www.saitamafa.or.jp/upfile/2026_uniform_cm.pdf</a>
<b>書式第6号 国際移籍選手登録申請書</b>	
【説明】	外国のチームに所属していた選手が日本国内のチームに移籍、登録する場合
【チームの手続・注意】	当申請に先立ち、国際移籍証明書の入手が必要となります(国際移籍証明書発行申請書(書式9-2-1or2)により申請)
【添付書類】	以下の書類を添付し提出すること (1) 国際移籍証明書(移籍元国協会発行のもの) (2) 国籍を証する書類(1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類(写し)。 例： パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の <b>KICKOFF申請にアップロードします</b>
<b>書式第7-1号 外国籍選手登録申請書(18歳以上)</b>	
【説明】	①外国のチームでサッカー選手(フットサルを含む)として登録したことがない18歳以上の外国籍選手を登録する場合 ②18歳以上の選手の国籍区分を変更する場合
【添付書類】	国籍を証する書類(1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類(写し)。 例： パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等
【注意】	①の場合は、宣誓書①への署名が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の <b>KICKOFF申請にアップロードします</b>
<b>書式第7-2号 外国籍選手登録申請書(18歳未満)</b>	
【説明】	①外国のチームでサッカー選手(フットサルを含む)として登録したことがない18歳未満の外国籍選手を登録する場合 ②18歳未満の選手の国籍区分を変更する場合
【添付書類】	国籍を証する書類(1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類(写し)。 例： パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等
【注意】	外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1-1または宣誓書-2への署名と保護者の同意が必要です。
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の <b>KICKOFF申請にアップロードします</b>
<b>書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書(18歳未満)</b>	
【説明】	①18歳未満の選手が日本へ国際移籍する、または、②18歳未満の日本国籍以外の選手が日本へ初登録するとき、FIFA規則の例外が適用されるか否かについてFIFAに審査を依頼する場合
【添付書類】	FIFAの指定する書類(書面に記載あり)
【チームの手続・注意】	国内登録の手続きはFIFAの承認後に行うこと。 提出書類はFIFAの公用語で作成する必要があります。原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。 審査に関する回答までに2ヶ月程度の時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。
【提出方法】	本依頼書に、全ての提出書類を添えて、 <b>JFAにメール提出します</b> あて先：fifa_minor@jfa.or.jp

# 2026年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

## 書式第8号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)

【説明】	「外国籍扱いしない選手」（加盟チーム規則第10条を満たした外国籍選手）を登録する場合 チームに外国籍選手がすでに5名（フットサルの場合は3名）登録されている場合であっても、以下を満たす選手は「外国籍扱いしない選手」として登録可能となる（加盟チーム規則第10条）。 日本で生まれ、（1）学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者または義務教育を修了した者、または（2）学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者 ※インターナショナルスクール等の各種学校は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください。
【添付書類】	(1)国籍を証する書類（1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類の写し）。 例： パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等 (2)在学証明書（在学中の場合）／卒業証明書（卒業済みの場合） (3)宣誓書
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の <b>KICKOFF申請にアップロードします</b>

## 書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

【説明】	選手が日本から外国のチームに移籍する場合 (ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる)
【チームの手続・注意】	該当選手の登録抹消申請をすること、選手本人が同意していること、が条件となる 本申請に基づくJFAによる国際移籍証明書の発行に先立ち、移籍先国のサッカー協会から国際移籍証明書発行依頼がJFAに届いている必要があります。 申請料：不要
【提出方法】	本申請書を <b>JFA国際移籍担当宛にメール提出します</b> あて先： <a href="mailto:info_teamplayer@jfa.or.jp">info_teamplayer@jfa.or.jp</a>

## 書式第9-2-1号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍・18歳以上)

【説明】	選手が外国のチームから日本へ移籍する場合
【チームの手続・注意】	日本国内へチームへの移籍手続きは、当申請に基づき当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行された後に国際移籍選手登録申請書（書式6号）に基づき別途行う必要があります。 申請料：10,000円+消費税1,000円
【添付書類】	申請料支払通知書（振込明細書）、パスポートの写し、プロ選手を獲得する場合はFIFATMSにて申請を作成すること
【提出方法】	本申請書を <b>JFA国際移籍担当宛にメール提出します</b> あて先： <a href="mailto:info_teamplayer@jfa.or.jp">info_teamplayer@jfa.or.jp</a>

## 書式第9-2-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍・18歳未満)

【説明】	未成年選手が外国のチームから日本へ移籍する場合
【チームの手続・注意】	日本国内へチームへの移籍手続きは、当申請に基づき当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行された後に国際移籍選手登録申請書（書式6号）に基づき別途行う必要があります。 申請料：10,000円+消費税1,000円
【添付書類】	申請料支払通知書（振込明細書）、パスポートの写し、宣誓書1-2
【提出方法】	本申請書を <b>JFA国際移籍担当宛にメール提出します</b> あて先： <a href="mailto:info_teamplayer@jfa.or.jp">info_teamplayer@jfa.or.jp</a>

## 書式第12号 クラブ申請フォーム

【説明】	クラブとして認可を受けるために使用します（新規、継続、追加、全て同書式を利用します） 条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること 同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない) 異なる年代の複数のチームで構成されていること 統一的な運営組織を持っていること
【チームの手続・注意】	・2025年度よりJFAの承認サイクルが変わり、承認までの期間が長くなり最短でも2週間かかります。 余裕をもってご申請ください。 ・急いで承認してほしい等、個別のご要望への対応はできかねます。スケジュールに余裕をもってご申請ください。 ・回答書はJFAよりチームにメールにて送付されます。
【提出方法】	Googleフォームに情報を入力して申請してください。 <a href="https://forms.gle/ce6yVUN7fyKSsf578">https://forms.gle/ce6yVUN7fyKSsf578</a>

## 登録抹消代行依頼書

【説明】	所属選手がチームからの登録抹消を希望しているにも関わらず、チームが手続きを行わない場合に使用します
【添付書類】	学生証・保険証・運転免許証・パスポート（未成年選手の場合は保護者のもので代用可）のうち、いずれかの写し
【チームの手続・注意】	未成年選手の場合は保護者の署名が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、埼玉県サッカー協会へ提出します 【提出先】メール： <a href="mailto:info@saitamafa.or.jp">info@saitamafa.or.jp</a> 郵送： 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-21-18-204 公益財団法人埼玉県サッカー協会